

沖縄県警察防犯ボランティアデータベース運用要領

第1 目的

この要領は、沖縄県警察本部が運営するウェブサイト（以下「県警察ホームページ」という。）上に公開する防犯ボランティア団体（以下「団体」という。）のデータベース（以下「データベース」という。）を運用するに当たっての必要な事項を定めることを目的とする。

第2 登録情報

データベースに登録する情報は、別記様式「防犯ボランティア団体情報登録票」（以下「登録票」という。）に列挙した活動又はこれに類する活動（以下「防犯活動等」という。）及びこれらの活動に関連するものに限るものとする。

第3 登録団体

データベースに登録できる団体は、次に掲げる全ての条件を満たす団体とする。

- (1) 防犯活動等を5人以上で、月1回以上実施している団体
- (2) 団体の名称を県警察ホームページ上で公開することの出来る団体

第4 登録手続き

- 1 データベースに登録しようとする団体は、登録票に必要事項を記載し、所在地を管轄する警察署を経由して沖縄県警察本部安全なまちづくり推進課に提出するものとする。
- 2 登録の手続きは、沖縄県警察本部安全なまちづくり推進課長（以下「安まち課長」という。）が行うものとする。
- 3 提出された登録票に第2の情報以外の情報が含まれていた場合は、当該情報を削除した上で登録するものとする。
- 4 団体の連絡先については、当該団体が公開を可とした項目のみを登録するものとする。

第5 登録の変更

データベースに登録された団体は、当該団体の登録に変更があった場合は、登録票に基づき、速やかに変更の届出を行うものとする。

第6 登録の削除

安まち課長は、データベースに登録した団体が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該団体に関する登録を削除することができる。

- (1) 登録票に虚偽があったとき。
- (2) 団体の構成員が社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (3) 団体に対する活動状況、登録の継続等に関する照会に対し、当該団体から回答がない場合又は継続しない旨の回答があったとき。

- (4) その他県警察ホームページ上に団体の情報を公開することが不相当と認められるとき。

第7 個人情報の保護

- 1 データベースへの登録に当たっては、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理に努めるものとする。
- 2 その他登録票に含まれる個人情報の取扱については、「沖縄県個人情報保護条例」(平成17年沖縄県条例第2号)の定めるところによる。